官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁八五）　一
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件を廃止する件（農林水産一一八九）　一
〔その他告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委二七）　二
○債務救済措置に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八五）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一一九〇）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一一九一）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境二）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通七九五）　五
○新石垣空港について告示した事項に変更があった件（同七九六）　六
○航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示（同七九七）　六
○道路に関する件（九州地方整備局九六～九八）　九
○道路に関する件（北海道開発局六八）　一〇
〔国会事項〕
内閣　一〇
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
労働　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七八）　一〇
〔公告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

法規的告示

○**金融庁告示第八十五号**

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年八月七日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。	
銀行代理業者	権限
［略］	［略］
ソニー銀行株式会社	令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限
［略］	［略］

改正前	
第五条　［同上］	
銀行代理業者	権限
［同上］	［同上］
オリックス銀行株式会社	
ソニー銀行株式会社	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○**農林水産省告示第千百八十九号**

令和七年農林水産省告示第二百六十号（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件）は、令和七年八月七日限り廃止する。ただし、福岡県において生産された肉用子牛であって、令和七年十一月三十日までの間に譲り受けられ飼養が開始されたものに対する肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

令和七年八月七日　農林水産大臣　小泉進次郎

その他告示

○**国家公安委員会告示第二十七号**

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月七日　国家公安委員会委員長　坂井　学

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　次の表の上欄に掲げる都道府県道（道路法第三条第三号に規定する都道府県道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 ［一　同上］ 二　［同上］

路線名	区間
［略］	
県道小野富岡線	福島県田村郡小野町から田村市まで
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町から同市山田町まで
［略］	

［三・四　略］

路線名	区間
［同上］	
［同上］	
［項を加える。］	
［同上］	

［三・四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第二百八十五号

令和七年七月十一日にハバナで、債務救済措置に関する次の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

令和七年八月七日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、キューバの商業上の債務（以下「商業上の債務」という。）に係る債務救済措置に関して二千十六年九月十九日及び二千二十二年六月三日に日本国政府とキューバ共和国政府との間で交換された書簡（以下それぞれ「従前の書簡Ⅰ」及び「従前の書簡Ⅱ」という。）並びに二千二十五年一月十六日及び十七日にパリで開催されたキューバ共和国政府の代表者と関係する債権国政府の代表者との間の協議において到達した結論であって、キューバ共和国の債務の取扱いに関するキューバ共和国とキューバ債権者グループとの間の合意議事録（二千十五年十二月十二日付け）の二千二十五年修正（二千二十五年一月十七日付け）に定めるものに基づいて日本国政府の代表者とキューバ共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 (1)　この取極は、一方においてキューバ共和国政府及びキューバ共和国の国営企業と他方において日本国の居住者である関係する債権者との間で契約され、かつ、日本国政府が保険を引き受けた商業上の債務（弁済期間が一年を超えるもの）についての次の元本、繰延利子及び遅延利子であって、商業上の債務に係る債務救済措置に関して従前の書簡Ⅰ及び従前の書簡Ⅱにより行われた取極に従って過去に繰り延べられたものの総額について適用する。

(a)　従前の書簡Ⅱの下で二千二十二年十月三十一日に弁済期限が到来した元本、繰延利子及び遅延利子であって、二千二十四年九月三十日時点で未払のもの（その額は、八億六千七百九十八万三千七百三十七円（八六七、九八三、七三七円）となる。）

(b)　従前の書簡Ⅰの下で二千二十三年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本（その額は、十九億六千二百三十三万八千三十二円（一、九六二、三三八、〇三二円）となる。）

(c)　従前の書簡Ⅰの下で二千二十四年から二千三十三年までの毎年十月三十一日に弁済期限が到来しており、又は到来する未払の元本（その額は、二百六十七億四千五百五十八万三千三百七円（二六、七四五、五八三、三〇七円）となる。）

(d)　従前の書簡Ⅰの下で二千二十年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本（その額は、十億八千百六十二万二千六百十八円（一、〇八一、六二二、六一八円）となる。）

(e)　従前の書簡Ⅰの下で二千二十一年十月三十一日及び二千二十二年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本及び繰延利子（その額は、四十五億三百万五千八百十一円（四、五〇三、〇〇五、八一一円）となる。）

(f)　従前の書簡Ⅰの下で二千二十三年十月三十一日及び二千二十四年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の繰延利子（その額は、八億三千二百九十万千七百一円（八三二、九〇一、七〇一円）となる。）

(g)　(d)、(e)及び(f)に規定する債務について、従前の書簡Ⅱの下で関連する支払期日の翌日から二千二十四年九月三十日まで（両日を含む。）に生じた繰延利子であって未払であるもの（その額は、二億三千二百九万五千八百八十七円（二三二、〇九五、八八七円）となる。）

(h)　(a)に規定する債務について、従前の書簡Ⅱの下で二千二十二年十一月一日から二千二十四年九月三十日まで（両日を含む。）に生じた年九パーセントの率の遅延利子であって未払であるもの（その額は、一億四千九百八十一万六千三百七十一円（一四九、八一六、三七一円）となる。）

(i)　従前の書簡Ⅱの下で二千二十二年十月三十一日に弁済期限が到来した債務の一部であって二千二十四年五月三十日に支払われたものについて、従前の書簡Ⅱの下で二千二十二年十一月一日から二千二十四年五月三十日まで（両日を含む。）に生じた年九パーセントの率の遅延利子であって未払であるもの（その額は、千七百三十九万五千五百六十七円（一七、三九五、五六七円）となる。）

(j)　(b)に規定する債務について、従前の書簡Ⅰの下で二千二十三年十一月一日から二千二十四年九月三十日まで（両日を含む。）に生じた年九パーセントの率の遅延利子であって未払であるもの（その額は、一億六千二百九万四千四百九十七円（一六二、〇九四、四九七円）となる。）

(2)　(1)(a)から(g)までに規定する債務（以下「繰延商業債務」という。）の総額は、三百六十二億二千五百五十三万千九十三円（三六、二二五、五三一、〇九三円）になる。

(3)　(1)及び(2)に規定する額は、両政府の関係当局が行う最終的な照合の後に、両政府の関係当局間の同意により修正することができる。

2　キューバ共和国政府は、次に定める支払計画に従い、株式会社日本貿易保険（以下「ＮＥＸＩ」という。）に対し、キューバ国立銀行を通じて円貨により繰延商業債務の総額を支払う。

(1)　1(1)(a)に規定する債務は、この書簡の附属書Ⅰに掲げる支払計画に従い、二千二十五年九月三十日に始まる五回の年賦払によって支払われる。

(2)　1(1)(b)から(g)までに規定する債務は、この書簡の附属書Ⅱに掲げる支払計画に従い、二千三十年九月三十日に始まる十五回の年賦払によって支払われる。

3　(1)　キューバ共和国政府は、ＮＥＸＩに対し、繰延商業債務及び(3)の規定に従って元加される利子（以下「元加利子」という。）について(2)に定めるところにより算定される利子を、二千二十五年から二千四十四年までの毎年九月三十日にキューバ国立銀行を通じて円貨により支払う。

(2)　(a)　繰延商業債務及び元加利子に対する利子率については、二千二十四年十月一日から二千三十四年九月三十日まで（両日を含む。）は、年一・五パーセントとし、二千三十年十月一日から二千四十四年九月三十日まで（両日を含む。）は、年二・〇パーセントとする。

(b)　支払われる利子の額は、未決済の繰延商業債務又は元加利子の額に、関連する支払の支払期日の前年の十月一日から当該支払期日まで（両日を含む。）の日数及び一日当たりの利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(a)に規定する利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものは、この書簡の附属書Ⅲに掲げられる。

(3)　(1)の規定にかかわらず、1(1)(b)から(g)までに規定する債務についての利子の一部は、この書簡の附属書Ⅳに掲げる債務の割合に従い、二千二十五年から二千二十九年までの毎年九月三十日に元加され、この書簡の附属書Ⅱに掲げる支払計画に従い、二千三十年九月三十日に始まる十五回の年賦払によって支払われる。

4　(1)　2に規定する支払、3(1)に規定する利子の支払又は6(1)に規定する支払が、関連する支払期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われない場合には、キューバ共和国政府は、ＮＥＸＩに対し、円貨により、当該支払であって期日が到来し、かつ、未払であるものの額について関連する支払期日の翌日から当該額の支払の日まで（両日を含む。）に生ずる年九パーセントの率の利子を支払うものとし、又はキューバ共和国の国営企業が当該利子を支払うことを確保する。

(2)　2に規定する支払、3(1)に規定する利子の支払又は6(1)に規定する支払が、関連する支払期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われる場合には、キューバ共和国政府は、ＮＥＸＩに対し、円貨により、当該支払であって期日が到来し、かつ、未払であるものの額について関連する支払期日の翌日から当該額の支払の日まで（両日を含む。）に生ずる年一・五パーセントの率の利子を支払うものとし、又はキューバ共和国の国営企業が当該利子を支払うことを確保する。

5　(1)　2に規定する支払、3(1)に規定する利子の支払及び従前の書簡Ⅰの3(3)に規定する利子の積立てが、関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われる場合には、従前の書簡Ⅰの1(1)(c)に規定する遅延利子（以下「原遅延利子」という。）及び1(1)(h)、(i)及び(j)に規定する遅延利子（以下「新遅延利子」という。）に対応する額は、この書簡の附属書Ⅴに掲げる免除計画に従い、行われるべき全ての支払又は積立てのうち最も遅い支払又は積立ての日の翌日に免除される。

(2)　(1)に規定するいずれかの支払又は積立てが、関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われない場合には、(1)の規定に従って免除されるべき原遅延利子及び新遅延利子に対応する額は、当該期日の後日本国の銀行の四十六日目の営業日に、ＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により直ちに支払われるものとする。

6　(1)　5(1)に規定するいずれかの支払又は積立てが、関連する支払若しくは積立ての期日又は当該期日の後日本国の銀行の四十五営業日以内に完全に行われない場合には、従前の書簡Ⅰの2(2)(a)に規定する繰延商業債務Ⅱであって支出されていないもの、従前の書簡Ⅰの3(3)に規定する利子であって従前の書簡Ⅰの2(2)(a)に規定する口座（以下「基金」という。）に残存するもの及び期日が到来して基金に積み立てられるべき利子は、当該期日の後日本国の銀行の四十六日目の営業日に、ＮＥＸＩが指定する日本国内のＮＥＸＩの銀行口座に円貨により直ちに支払われるものとする。

(2)　従前の書簡Ⅰの5の規定及び従前の書簡Ⅱの5(1)の規定は、二千二十二年十月三十一日及び二千二十三年十月三十一日に弁済期限が到来した未払の元本及び利子については、適用しない。

7　支払われる利子については、キューバ共和国の全ての租税及び課徴金が免除される。

8　キューバ共和国政府は、関係する商業上の債務の決済に付随して生ずる銀行手数料を支払う。

9　キューバ共和国政府は、関係する商業上の債務の支払金の円貨による自由な送金を保証する。

10　キューバ共和国政府は、いずれかの第三国の居住者である債権者に対し、債務救済措置について2に規定する条件よりも有利な条件を与える場合には、当該第三国の居住者である債権者に与えられる条件よりも不利でない条件をＮＥＸＩに直ちに与える。

11　関係する契約の条件であって、この書簡において特に言及されていないものは、関係する契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

12　この書簡と従前の書簡Ⅰ又は従前の書簡Ⅱとの間で抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この書簡が優先する。

13　両政府は、この取極から又はこの取極に関連して生ずるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びキューバ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年七月十一日にハバナで

キューバ共和国駐在
日本国特命全権大使　中村和人

キューバ共和国
副首相　リカルド・カブリサス・ルイス閣下

附属書Ⅰ

二千二十五年九月三十日	十五・二パーセント
二千二十六年九月三十日	十五・二パーセント
二千二十七年九月三十日	二十三・二パーセント
二千二十八年九月三十日	二十三・二パーセント
二千二十九年九月三十日	二十三・二パーセント

附属書Ⅱ

二千三十年九月三十日	○・六三五パーセント
二千三十一年九月三十日	一・六七パーセント
二千三十二年九月三十日	二・五〇五パーセント
二千三十三年九月三十日	三・三四パーセント
二千三十四年九月三十日	四・一七五パーセント
二千三十五年九月三十日	五・〇一パーセント
二千三十六年九月三十日	五・八四五パーセント
二千三十七年九月三十日	六・六八パーセント
二千三十八年九月三十日	七・五一五パーセント
二千三十九年九月三十日	八・三五パーセント
二千四十年九月三十日	九・一八五パーセント
二千四十一年九月三十日	十・〇二パーセント
二千四十二年九月三十日	十・八五五パーセント
二千四十三年九月三十日	十一・六九パーセント
二千四十四年九月三十日	十二・五二五パーセント

附属書Ⅲ

繰延商業債務及び元加利子に対する利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額
A：未決済の繰延商業債務又は元加利子の額
D：関係する支払の支払期日の前年の十月一日から当該支払期日まで（両日を含む。）の日数
R：年間の利子率

附属書Ⅳ

二千二十五年九月三十日	一・一二パーセント
二千二十六年九月三十日	一・一二パーセント
二千二十七年九月三十日	一・〇八パーセント
二千二十八年九月三十日	一パーセント
二千二十九年九月三十日	一パーセント

附属書Ⅴ

二千三十年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	七億二千百五万三千六百九十八円
二千三十一年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	十八億九千六百三十一万四千四百五十三円
二千三十二年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	二十八億四千四百四十七万千六百八十一円
二千三十三年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	三十七億九千二百六十二万八千九百七円
二千三十四年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	四十七億四千七十八万六千百三十五円
二千三十五年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	五十六億八千八百九十四万三千三百六十二円
二千三十六年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	六十六億三千七百十万五百八十九円
二千三十七年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	七十五億八千五百二十五万七千八百十六円
二千三十八年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	八十五億三千三百四十一万五千四十四円
二千三十九年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	九十四億八千百五十七万二千二百七十円
二千四十年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	百四億二千九百七十二万九千四百九十七円
二千四十一年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	百十三億七千七百八十八万六千七百二十五円
二千四十二年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	百二十三億二千六百四万三千九百五十一円
二千四十三年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	百三十二億七千四百二十万千百七十九円
二千四十四年十月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日	百四十二億二千二百三十五万八千四百二十七円

（キューバ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、キューバ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年七月十一日にハバナで

キューバ共和国
副首相　リカルド・カブリサス・ルイス

キューバ共和国駐在
日本国特命全権大使　中村和人閣下

○農林水産省告示第千百九十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	精興富岳（せいこうふがく）	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第37465号 令和７年６月26日
Dianthus L.	SAKDIA116	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37711号 令和７年６月13日
〃	SAKDIA117	〃	第37712号 令和７年６月13日
Hydrangea L.	OTR01	高橋康弘 千葉県成田市前林1199番地	第36122号 令和７年６月20日
〃	STB1381 WMFRP	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第36240号 令和７年６月27日
Petunia Juss.	MAP　テヌート	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	第37565号 令和７年６月11日
Prunus avium (L.) L.	紅藤清（べにふじきよ）	伊藤清毅 山形県山形市大字谷柏189番地 倉富宏文 福岡県久留米市田主丸町秋成852番地６号	第31832号 令和７年６月23日 第32592号 令和７年６月27日
Vitex trifolia L.	ブルグリーン		

○農林水産省告示第千百九十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Hydrangea L.	MATSU2023-1	松本正志 長崎県佐世保市針尾東町2999番地	第36943号 令和７年６月３日
〃	MATSU2023-2	〃	第36944号 令和７年６月３日
〃	KEN-1	〃	第36945号 令和７年６月３日
〃	KEN-2	〃	第36946号 令和７年６月３日
Petunia Juss.	KEIPERURIHEM	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第36409号 令和７年６月５日
〃	TX1033	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第36443号 令和７年６月５日

○環境省・農林水産省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年六月二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月七日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46Ｖ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ゾエティス・ジャパン株式会社 代表取締役社長　加藤　克利 東京都渋谷区代々木三丁目22番７号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来ＶＰ２蛋白質発現遺伝子及びニューカッスル病ウイルス由来Ｆ蛋白質発現遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスHVT-IBD-ND #42-#30 LP C2株（IBDV *VP2*-NDV *F, Meleagrid herpesvirus 1*）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	①　運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の運搬及び保管を含む。） ②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第３項の規定に基づき提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の２第２項の規定に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年農林水産省令第75号）第７条の規定に基づき作成する治験実施計画書に従った使用 ③　医薬品医療機器等法第14条第１項の規定に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。） ④　接種（鶏への接種） ⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の２の規定に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残さの廃棄 ⑥　⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄に伴う場合を含む。） ⑦　①から⑥に付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第七百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	いわき市山田町一〇八番六から同市山田町長沢三六番五まで	令和七年八月七日十五時

○国土交通省告示第七百九十六号

新石垣空港について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　空港の名称及び位置　新石垣空港　沖縄県石垣市

三　変更した事項

空港の名称　石垣空港

○国土交通省告示第七百九十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市志布志町帖字夏井道七〇四九番一から同市志布志町帖字夏井道七〇五三番一まで	前	一二・九四～一四・四四メートル	〇・〇四八キロメートル
	後	一一・七六～一四・四〇メートル	〇・〇四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根境字芦戸一三二七番一から同市牛根境字中村一一二四番四まで	前	一二・八二～一三・五五メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	八・六四～一三・四四メートル	〇・二一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿児島市吉野町九九三二番一から同市山下町一四番一まで	前　ＢＡ	六・六〇～六九・六〇メートル	〇・〇九〇キロメートル	上記Ａ・Ｂは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　ＢＡ	一三・五〇～七一・九四メートル 六・六〇～六九・六〇メートル 一三・五〇～七一・九四メートル	五・〇六〇キロメートル 五・〇九〇キロメートル 五・三〇六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道目梨郡羅臼町栄町一四〇番一地内	前	一八・二二～二一・一三メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	二〇・七二～二三・六三メートル	〇・〇二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

国会事項

衆議院

議員辞職

八月五日議長は、九州選挙区選出議員堤かなめの辞職を許可した。

継続審査及び継続調査の議決通知

八月五日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号）

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第三一号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号）

五、公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号）

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号）

七、内閣の重要政策に関する件

八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
九、栄典及び公式制度に関する件
一〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
一一、国民生活の安定及び向上に関する件
一二、警察に関する件

総務委員会
一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二号）
二、地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出、第二百十七回国会衆法第二七号）
三、地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出、第二百十七回国会衆法第四六号）
四、地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出、第二百十七回国会衆法第四七号）
五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出、第二百十七回国会衆法第五八号）
六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
七、地方自治及び地方税財政に関する件
八、情報通信及び電波に関する件
九、郵政事業に関する件
一〇、消防に関する件

法務委員会
一、民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出、第二百十七回国会衆法第二九号）
二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武外二名提出、第二百十七回国会衆法第三〇号）
三、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子提出、第二百十七回国会衆法第三二号）
四、民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出、第二百十七回国会衆法第三五号）
五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫外十九名提出、第二百十七回国会衆法第六一号）
六、民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ外七名提出、第二百十七回国会衆法第六四号）
七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子外七名提出、第二百十七回国会衆法第六五号）
八、裁判所の司法行政に関する件
九、法務行政及び検察行政に関する件
一〇、国内治安に関する件
一一、人権擁護に関する件

外務委員会
一、国際情勢に関する件

財務金融委員会
一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（古川元久外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号）
二、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第四号）
三、財政法の一部を改正する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号）
四、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第二三号）
五、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第二五号）
六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史外八名提出、第二百十七回国会衆法第五二号）
七、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦外十名提出、衆法第一号）
八、財政に関する件
九、税制に関する件
一〇、関税に関する件
一一、外国為替に関する件
一二、国有財産に関する件
一三、たばこ事業及び塩事業に関する件
一四、印刷事業に関する件
一五、造幣事業に関する件
一六、金融に関する件
一七、証券取引に関する件

文部科学委員会
一、学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号）
二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、第二百十七回国会衆法第六号）
三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、第二百十七回国会衆法第七号）
四、文部科学行政の基本施策に関する件
五、生涯学習に関する件
六、学校教育に関する件
七、科学技術及び学術の振興に関する件
八、科学技術の研究開発に関する件
九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会
一、医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第二百十七回国会閣法第二一号）
二、就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛外六名提出、第二百十五回国会衆法第二号）
三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号）
四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三号）
五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁外十二名提出、第二百十七回国会衆法第一号）
六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦外十二名提出、第二百十七回国会衆法第二号）
七、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（井坂信彦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第三号）
八、健康保険法等の一部を改正する法律案（中島克仁外十名提出、第二百十七回国会衆法第八号）
九、厚生労働関係の基本施策に関する件
一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第三八号）
二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第三九号）
三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第四〇号）
四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第四一号）
五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出、第二百十七回国会衆法第四二号）
六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、第二百十七回国会衆法第六二号）
七、農林水産関係の基本施策に関する件
八、食料の安定供給に関する件
九、農林水産業の発展に関する件
一〇、農林漁業者の福祉に関する件
一一、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会
一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案（丹野みどり外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号）
二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（階猛外六名提出、第二百十七回国会衆法第一一号）
三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦外十八名提出、第二百十七回国会衆法第五四号）
四、経済産業の基本施策に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許に関する件
七、中小企業に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会
一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士外二名提出、第二百十七回国会衆法第二四号）
二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元外四名提出、第二百十七回国会衆法第六三号）
三、国土交通行政の基本施策に関する件
四、国土計画、土地及び水資源に関する件
五、都市計画、建築及び地域整備に関する件
六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
七、陸運、海運、航空及び観光に関する件
八、北海道開発に関する件
九、気象及び海上保安に関する件
環境委員会
一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝外九名提出、第二百十七回国会衆法第六六号）
二、環境の基本施策に関する件
三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
四、循環型社会の形成に関する件
五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
七、原子力の規制に関する件
八、公害紛争の処理に関する件
安全保障委員会
一、国の安全保障に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算行政監視委員会
一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
令和五年度特別会計歳入歳出決算
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
令和五年度政府関係機関決算書
二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百十七回国会、内閣提出）
五、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百十七回国会、内閣提出）
六、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百十七回国会、内閣提出）
七、歳入歳出の実況に関する件
八、国有財産の増減及び現況に関する件
九、政府関係機関の経理に関する件
一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一二、行政監視に関する件
議院運営委員会
一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出、第二百十七回国会衆法第五一号）
二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外一名提出、第二百十七回国会衆法第五九号）
三、衆議院規則の一部を改正する規則案（武正公一外五名提出、第二百十七回国会衆規第二号）
四、国会法等改正に関する件
五、議長よりの諮問事項
六、その他議院運営委員会の所管に属する事項
東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会
一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二号）
二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件
政治改革に関する特別委員会
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志外七名提出、第二百十六回国会衆法第九号）
二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二号）
三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三号）
四、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎外四名提出、第二百十七回国会衆法第四号）
五、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎外四名提出、第二百十七回国会衆法第五号）
六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外十名提出、第二百十七回国会衆法第二一号）
七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外五名提出、第二百十七回国会衆法第五〇号）
八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓外二名提出、第二百十七回国会衆法第五五号）
九、政治改革に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
原子力問題調査特別委員会
一、原子力問題に関する件
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛外七名提出、第二百十七回国会衆法第二二号）
二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五六号）
三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十三名提出、第二百十七回国会衆法第五七号）
四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

質問書転送

八月五日次の質問主意書を内閣に転送した。
瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問主意書
「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問主意書
歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問主意書
パレスチナ国家承認に関する質問主意書
大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問主意書
インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問主意書
日中間の文書に関する質問主意書
報道に関する質問主意書
国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問主意書
「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書
六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問主意書
原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問主意書
令和六年度決算における決算剰余金に関する質問主意書
東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問主意書
皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問主意書
政権に関する質問主意書
参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質問主意書
外国勢力によるＳＮＳ等を通じた選挙への介入に関する質問主意書
政見放送の情報アクセシビリティに関する質問主意書
日米、核使用シナリオ報道に関する質問主意書
外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問主意書

訂正

八月五日、次の議案の提出者中堤かなめ議員辞職につき次のように訂正する。
就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛外五名提出、第二百十五回国会衆法第二号）
地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四六号）
地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四七号）
児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介外十一名提出、第二百十七回国会衆法第五六号）
保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五七号）

参　議　院

議事日程　第二号

令和七年八月五日（火曜日）
午後二時三十分　本会議

第一　委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

質問主意書提出

八月五日議員から次の質問主意書が提出された。

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第二〇号）

日米関税交渉に関する質問主意書（連舫提出）（第二一号）

不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二二号）

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問主意書（青木愛提出）（第二三号）

オスプレイの安全性並びにオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問主意書（青木愛提出）（第二四号）

質問主意書転送

八月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置付けに関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一号）

ＳＮＳにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二号）

フェンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第三号）

共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第四号）

トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問主意書（山本太郎提出）（第五号）

トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六号）

実動組織による原発避難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七号）

「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問主意書（山本太郎提出）（第八号）

憲法を一から考える教育に関する質問主意書（安達悠司提出）（第九号）

選挙演説妨害の取締強化に関する質問主意書（安達悠司提出）（第一〇号）

ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一号）

イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一二号）

国土交通大臣任命に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第一三号）

拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第一四号）

老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一五号）

記入済みの投票用紙をＳＮＳ上に投稿することの是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一六号）

パレスチナを国家として承認することに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一七号）

外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問主意書（松田学提出）（第一八号）

我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問主意書（松田学提出）（第一九号）

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第二〇号）

日米関税交渉に関する質問主意書（連舫提出）（第二一号）

不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二二号）

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問主意書（青木愛提出）（第二三号）

オスプレイの安全性並びにオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問主意書（青木愛提出）（第二四号）

継続審査及び継続調査の議決通知

八月五日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

人事異動

内閣

衆議院議員

岸田　文雄

第九回アフリカ開発会議議長代理たる日本政府代表を命ずる

期間は令和七年九月五日までとする

（水産庁次長）農林水産事務官　信夫　隆生

（大臣官房参事官兼アジア大洋州局）外務事務官　野村　恒成

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる（各通）

（水産庁次長）農林水産事務官　信夫　隆生

日韓漁業共同委員会代表たる日本政府代表を命ずる

（大臣官房参事官兼総合外交政策局、北米局）外務事務官　門脇　仁一

（水産庁長官）農林水産技官　藤田　仁司

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる（各通）

（同）同　藤田　仁司

日韓漁業共同委員会代表たる日本政府代表を免ずる

（北米局長）外務事務官　熊谷　直樹

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる

（総合外交政策局長）同　有馬　裕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条による合同委員会日本政府代表を免ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を免ずる

（水産庁増殖推進部長）農林水産事務官　福島　一

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命ずる

（水産庁漁政部長）同　髙橋　広道

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を免ずる

（大臣官房審議官）財務事務官　細田　修一

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

（主税局参事官兼大臣官房企画調整主幹）同　藤井　大輔

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を免ずる（以上八月五日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十五号及び二百二号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
佐世保市早苗町五三三番一から同市早岐二丁目一四九七番三まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年八月八日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、令和５年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなるため、新たに同条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年８月７日

厚生労働大臣　福岡　資麿

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　令和７年８月21日

4　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注意事項）

1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月７日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年７月４日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社上窪工務店　齋藤　嘉安　新潟県糸魚川市大字田海5575　国土交通大臣許可（般－６）第18493号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年７月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００３号
東京都中央区日本橋人形町２丁目30番５号
清算株式会社　株式会社大喜
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　株式会社ＫＭ
１　決定年月日　令和７年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１６号
東京都千代田区永田町２丁目17番17号アイオス永田町２Ｆ
清算株式会社　ＣＡ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社
1　決定年月日　令和７年７月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０３７号
東京都大田区大森北１丁目19番２号
清算株式会社　株式会社ニュースワン
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第８号
愛知県蒲郡市形原町東稲荷20番地１
清算株式会社　株式会社三幸
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（ヒ）第３０号
京都市左京区北白川久保田町１番地
清算株式会社　株式会社ＫＷＣ
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１１号
京都府京田辺市三山木野神86番地１
清算株式会社　阪神管財株式会社
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第３０１８号
大阪市北区天神橋２丁目北１番21号
清算株式会社　株式会社三亜トレーデイング
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
埼玉県比企郡小川町大字角山59番地
清算株式会社　株式会社武蔵野リフレッシュサービス
代表清算人　岡田　勝典
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の方法
本協定における弁済は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定のとおり実施しない。ただし、同２に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
2　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。
3　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。
第２　協定債権の弁済及び免除
1　協定債権の弁済及び残額の免除
⑴　特別清算開始決定日現在の清算株式会社の資産から法人住民税（均等割）納付予定額を差し引くと残額が０円となるため、清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。
⑵　清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について、本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。
2　１に規定する債務の全額免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項⑵による債務の全額免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第２０１０号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社カワセミ
代表清算人　江田　雄二
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社が保有する資産1,442,526円については、本特別清算手続が終結するまでに生じる費用（税理士費用、事務費）及び代理人弁護士報酬に充てるものとする。
2　各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
3　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社セリン
代表清算人　江田　雄二
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００１号
川崎市宮前区犬蔵２丁目３番47―２
清算株式会社　株式会社調剤経営研究所
代表清算人　濱田　秀美
1　決定年月日　令和７年７月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和７年４月17日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月18日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　特別清算債権に対する弁済及び免除
⑴　弁済方法
特別清算債権については、以下の方法により弁済する。
ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。
イ　本協定の認可決定確定日の属する月の末日までに、上記アを弁済原資として、下記割合に応じて弁済する。
記
ＭＭボンドファイナンス株式会社　3.01900％
ＭＭ社債投資株式会社　88.34526％
株式会社アイティホールディングス　4.38638％
株式会社ファーマシー・オフィスデポ　4.24936％
⑵　免除方法
特別清算債権については、上記⑴イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
2　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権に係る令和７年４月18日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定の認可決定確定時に、全額免除を受ける。

第３　残余財産の処理

上記第２の１⑴イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第２の１⑴イ記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。

以上

横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和６年（ヒ）第３１号

京都市東山区祇園町南側570番地118

清算株式会社　株式会社ネコラボ

代表清算人　前田　　朋

１　決定年月日　令和７年７月16日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

２　協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

京都地方裁判所第５民事部

監督命令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　二頁

令和七年八月七日
東京都江東区東陽六丁目三番二号
（甲）株式会社あらた
代表取締役　東風谷誠一
大阪府堺市美原区丹上四三五番地一
（乙）株式会社リビングあらた
代表取締役　清水　雅之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月七日
掲載頁　二七八頁（号外第四十六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十四日
掲載頁　七十六頁（号外第九十二号）

令和七年八月七日
神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目二番一号
（甲）シュルンベルジェ株式会社
代表取締役　高橋隆太郎
東京都中央区日本橋三丁目三番九号
（乙）キャメロンジャパン株式会社
代表取締役　田村　淳一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年九月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.toshiba-sol.co.jp/company/index_j.htm
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一六四頁（号外第一七一号）

令和七年八月七日
神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四
（甲）東芝デジタルソリューションズ株式会社
代表取締役　島田　太郎
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（乙）東芝データ株式会社
代表取締役　北川　浩昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.up-edu.com/
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月七日
掲載頁　二頁

令和七年八月七日
兵庫県西宮市高松町四番八号
（甲）株式会社アップ
代表取締役　小南　達男
京都市西京区川島有栖川町七番地一サムソンビル二階
（乙）株式会社京都洛西予備校
代表取締役　小南　達男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエリアサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.open-nes.co.jp/

（乙）https://www.nisshin-it.co.jp/

令和七年八月七日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目八番一号

（甲）日信電子サービス株式会社

代表取締役　髙野　利男

東京都台東区東上野六丁目九番三号

（乙）日信ＩＴコネクト株式会社

代表取締役　藤原　健

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は自らのプラント事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nspe.nipponsteel.com/

（乙）https://www.eng.nipponsteel.com

令和七年八月七日

東京都品川区大崎一丁目五番一号

（甲）日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社

代表取締役社長　鈴木　隆

東京都品川区大崎一丁目五番一号大崎センタービル

（乙）日鉄エンジニアリング株式会社

代表取締役社長　石倭　行人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月七日

東京都大田区西糀谷四丁目一七番二〇号

合資会社伊與田写真館

代表社員　伊與田洋子

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月八日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年九月十六日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月七日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

株式会社フジ未来共創

代表取締役　長坂　英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少して九千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月九日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十五日

掲載頁　九十頁（号外第三十六号）

令和七年八月七日

大阪府吹田市山田丘二番八号

ルクサナバイオテク株式会社

代表取締役　佐藤　秀昭

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億三千五百七十万千六百四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月二十日

掲載頁　九十三頁（号外第三十四号）

令和七年八月七日

東京都文京区本郷四丁目一番三号七Ｆ

インテグリカルチャー株式会社

代表取締役　羽生　雄毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月七日

茨城県水戸市酒門町四八一四番地の一

株式会社新栄設備工業

代表取締役　中庭　雅彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月七日

愛知県豊橋市神明町八八番地

ヨシダ株式会社

代表取締役　米田　典弘

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和七年九月七日をもって、資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和七年八月七日

東京都台東区東上野三―一八―七

株式会社ＩＲＥＭＩＴ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　太田　健爾

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年七月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月七日

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地

ソリッドスクエア西館六階

ゼロ企業年金基金

清算人　酒井　孝明

訂正公告

令和七年七月二十四日官報第一五一三号三十一頁掲載の左記会社に係る合併公告中、（乙）の最終貸借対照表の開示状況に、「https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html」とあるは、「https://www.kmkmkm-123.jp/099b3v1/index.html」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月七日

大阪市西区新町一丁目一六番一号

（甲）大陽日酸ガス&ウェルディング株式会社　代表取締役　東　剛

大阪市淀川区三津屋中三丁目八番一号

（乙）ガスウェル販売株式会社

代表取締役　河﨑　敏也